

様式第2号（第5条関係）

発 言 者 ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要

近藤課長 それでは定刻となりましたので、ただいまから、令和3年度第1回久喜市下水道・農業集落排水事業運営審議会を開会いたします。

 本日は大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

 私は本日の司会進行を務めさせていただきます、上下水道経営課長の近藤でございます。

 よろしく願いいたします。

 はじめに、本日の資料ですが、先日配付させていただきました、第1回久喜市下水道・農業集落排水事業運営審議会次第、資料1 受益者負担金について、資料2 受益者負担金区域図(第3負担区)、資料3 受益者負担金単位負担金の額について、資料4 令和2年度久喜市下水道事業の経営状況について、資料5 令和2年度久喜市農業集落排水事業の経営状況について、資料6 久喜市下水道事業中期経営計画（経営戦略）における令和2年度取組について、以上の7種類でございます。

 お手元でございますでしょうか。

 では審議会の公開について、ご説明させていただきます。

 久喜市では、「久喜市審議会等の会議の公開に関する条例」に基づき、傍聴要領を作成し、会議は原則公開となっております。

 非公開とすることができる会議は、個人情報等を含む会議の

みでございます。

次に、公開する会議では、誰でも傍聴することが可能であり、傍聴者には会議資料を配布し、また閲覧できるようにしております。

次に、会議は、議事録を作成し、公開された会議にかかる議事録は、約1ヶ月後には閲覧できるようにします。

また、本日の会議の記録にあたり、録音、写真の撮影につきまして、ご了承をいただくとともに、会議録作成のため、発言の際には、マイクを通して発言していただくようご協力をお願いいたします。

また、議事録の作成にあたりましては、会長にご署名をいただきたいと存じます。

なお、本日は委員数15人に対しまして、出席者13人でございますので、久喜市下水道・農業集落排水事業運営審議会条例第5条に規定されている会議の開催要件を満たしていることをご報告させていただきます。

最後に、皆様には、新型コロナウイルス感染症の予防と拡大防止のため、手洗い、マスクの着用等をお願いしているところでございます。

事務局側といたしましても、換気や消毒を徹底するなど、感染拡大防止に努めながら審議会を進行してまいります。

続きまして、次第2のあいさつでございます。

初めに、柿沼会長よりごあいさつをいただきたいと存じます。

よろしく願いいたします。

柿沼会長 委員の皆様こんにちは。

令和3年度第1回久喜市下水道・農業集落排水事業運営審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、梅田市長より、「下水道事業受益者負担金に関する負担区等の設定について」の諮問をいただき、その後、当審議会において審議を行いたいと存じますので、委員の皆様方におかれましては、議事が円滑に進行いたしますよう、特段のご協力をお願いするとともに、積極的なご発言とご協力をお願いいたしまして、あいさつとさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

近藤課長 ありがとうございます。

続きまして、梅田市長よりごあいさつを申し上げます。

梅田市長 委員の皆様、こんにちは。

久喜市下水道・農業集落排水事業運営審議会の委員の皆様におかれましては、日頃から下水道・農業集落排水事業に多大なるご理解とご協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

本市では、生活環境の改善や公共用水域の水質保全のために欠かすことのできない施設である、公共下水道につきまして、毎年度、計画的に整備を行っているところでございます。

また、農業集落排水処理施設につきましては、計画地区の整備は完了いたしましたが、効率的な事業運営のために、令和3年度から北中曽根地区農業集落排水処理施設を公共下水道に接続し、他の処理施設につきましても、公共下水道への接続や、処理区域の統廃合の検討を進めているところでございます。

さて、本日は栗橋駅西土地区画整理事業地内の「下水道事業受益者負担金に関する負担区等の設定」につきまして、諮問させていただきます。

現在、栗橋駅西土地区画整理事業地内の公共下水道供用開始に向けて下水道管布設工事を行っているところでございまして、今回の諮問は、今後、公共下水道の供用開始区域となる、同事業地内の受益者負担金の単価を定めるにあたり、審議をお願いするものでございます。

受益者負担金は、公共下水道整備を行うための貴重な財源として、公共下水道事業の実施によって受益を受ける方に負担をいただくものでございます、

審議員の皆様には、様々な角度からご検討いただき、ご意見を頂戴したいと考えております。

それではどうぞよろしくお願い申し上げます。

近藤課長 ありがとうございます。

続きまして、梅田市長より、「下水道事業受益者負担金に関する負担等の設定について」諮問をお願いいたします。

市長、会長ご起立をお願いいたします。

(市長、会長、起立)

(諮問書の読み上げ、その後、諮問書を会長へ手交)

近藤課長 ありがとうございます。

なお梅田市長におかれましては、他の公務がございましたの

で、ここで退席とさせていただきます。

(市長退席)

近藤課長　　ただいま、市長から会長にお渡しいたしました諮問書の写しを委員の皆様へ配付させていただきますのでお待ちください。

(諮問書の写しを配布)

近藤課長　　それでは、これより議事進行につきましては、審議会条例第5条の規定により、会長が議長となることになっておりますので、これから先の進行は柿沼会長にお願いいたします。

柿沼会長　　それでは、しばらくの間、議事進行をつとめさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

円滑に議事が進行いたしますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは次第4、議事(1)下水道事業受益者負担金に関する負担区等の設定について、事務局より説明をお願いいたします。

(資料説明)

柿沼会長　　ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等がござ

いましたらお受けいたします。

平林副会長 ちょっとよろしいですか。

資料3の、2ページ目、シ、栗橋地区の他区域の状況を考慮して差し引いた131円の位置付けは何なのでしょう。

国が負担するのか、市が負担せざるをえない数字なのか、どういう位置付けなのか教えてください。

もちろん631円の負担金の額ならば、例えば700円とか650円をとってもいいと思うのですが、受益者の負担を考慮すると、131円を引いて500円になったのかと。

そういう位置付けをちょっと、ご説明願いたいと思います。

以上です。

柿沼会長 それでは、差額について、事務局の方から、説明をお願いいたします。

船川係長 料金系の船川です。

先ほどのご質問の件なのですが、マイナス131.88円をさせていただいた理由に関しましては、同じ第3負担区の単価500円とのバランス等を考えさせていただいて、131.88円を引かせていただいております。

平林副会長 そのお金はどこへいくのですか、誰が負担するのでしょうか。

船川係長 131.88円に関しましては、後年度の使用料等で負担し

ていく形になります。

柿沼会長 平林委員よろしいですか。

平林副会長 このお金は、マイナス200円でも300円でもいいと。

ただ、周りが500円だったから、前回のやつが500円だったから、500円にするために、131円引くことで、調整したということですね。

柿沼会長 他に、質問ございますか、

山木委員 はい。

柿沼会長 山木委員お願いいたします。

山木委員 1点、参考にお聞きしたいのですが、第1負担区分の面積と、事業費と、500円になった経緯を教えてください。

なぜかという、第1と第3はだいぶヘクタールが違うと思うのですが、この辺の話と、もう1点ですね。

今回の第1処理区分ですけれども、何年かかってやる事業を完成する計画ですか。

それによって28億円っていう、事業費は変わってくるんじゃないかと思うのですが教えてください。

柿沼会長 山木委員の質疑に対して、事務局の方からご説明お願いいたします。

船川係長 料金係の船川です。

まず先ほどご質問ありました、第1負担区の関係ですね、こちらの方が今、1㎡当たり負担区のほうが160円となっておりますが、こちらに関しましては合併する前、旧久喜市において昭和46年頃に受益者負担金の単位負担区の設定をしております、その当時の整備費用にかかる工事費用を事業計画面積148.8ヘクタールで除し、負担割合5分の1で乗じて計算した結果160円という形の計算になっております。

山木委員 ちょっと言い忘れました。

第3をお願いします。

同じ栗橋の。

船川係長 確認なのですが処理分区のことでしょうか、第3負担区の、それぞれの面積ということでしょうかね。

山木委員 じゃなくてね、絵を見た限りでも第3処理分区ってヘクタールが、面積が広そうじゃないですか。

第1よりも、今回よりも。

ですから、極端なこと言うと第1はもっと高くなっているのかなと思っておりまして、第3処理分区のときの積算はどうしてるのか、多分同じようにしてるんでしょう、総事業費割る、この第3処理分区の面積で、それが幾らぐらいになったのが、500円になったのか、その辺です。

柿沼会長 事務局お願いいたします。

船川係長 料金係の船川です。

申し訳ないのですが、今手元に、第3処理分区の、総事業費と、面積のわかる資料がないので、後日回答させていただければと思います。

柿沼会長 後日回答でよろしいでしょうか。

山木委員 第3と第1を500円にするのは、同じ栗橋なので、仕方ないと思うんですけども、その根拠となる第3の、その500円の根拠がね、やはり重要じゃないかなというふうに思ったものでした。

思ったものですから質問させていただきました。

(第3処理分区の面積は193ヘクタールであることを、休憩中に説明し、あらためて後日回答の必要がないことの了解を得た。)

柿沼会長 あともう一つ、質問で、何年かかるか答えていただけますか。

新井係長 下水道施設課工務係長の新井です。

69.6ヘクタールの区域のところですが、今整備を進めているのが平均ペースで年間3キロ、面積割合が約12ヘクタールの計算で進めております。

この区域を単純に整備するのに、12で割ると6年ぐらいになりますので、この地区は、6年ないし7年では終わるのですが、他の地区の整備の関係もありますので、まだ伸びてい

くと思います。

以上です。

山木委員 ですから10年くらいかかるわけですね。
だからその28億円に10年っていうのはどういうふう
に計算されているんですか。

新井係長 こちらの式の28億円なのですが、先ほどの、過去11年の
表、資料3の1枚目の方、そちらの表で1メートルあたり、
13万4,176円という積算がありますので、この区域、
2万1,286メートルをかけた数字の28億円になってお
ります。

山木委員 はい、わかりました。

柿沼会長 他にご質問ございますか。
他にご質問の無いようですので、質疑を打ち切りたいとおも
います。

次に、(2)下水道事業受益者負担金に関する負担区等の設
定の答申書(案)について、答申書(案)を配布します。

(答申書(案)配布)

それでは、事務局より、答申書(案)についての説明をお願
いいたします。

(資料説明)

ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明について、ご意見、ご質問がございましたらお受けいたします。

よろしくお願いいたします。

ございませんか。

ご意見やご質疑もないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

それでは、案のとおり決定し、後ほど、答申書を市長に提出いたします。

委員の皆様におかれましては、答申書の(案)を二重線で消していただき、控えとしていただきたいと思います。

柿沼会長 次の報告事項に移ります。

それでは、次第5の報告(1)令和2年度久喜市下水道事業の経営状況について、(2)令和2年度久喜市農業集落排水事業の経営状況について、(3)久喜市下水道事業中期経営計画(経営戦略)における令和2年度の取り組みについて、一括して事務局より報告をお願いいたします

(資料説明)

柿沼会長 ありがとうございました。

ただいま事務局からの説明について、ご質問等ございましたらお受けいたします、よろしくお願いいたします。

大変ボリューム多いんですけど、何でも結構です。

はい、山木委員。

山木委員 一つだけ、これ質問というよりも、なかなか解消できない問題なんでしょうけど、します。

1ページの収益的支出なんですけど、この表を見てわかることは、全体で37億。

そのうちですね、流域下水道の維持管理費が11億。

減価償却費が17億これ足すと大体28、30億近く。

ほとんどこれがこの中の、比率を占めているのかなと思いますけれども、先ほど最後に説明をいただいた、大綱の中、資料6の1ページ目の、方針の2流域下水道維持管理負担金の単価格差の解消。

これについて事務局の方でどんな運動をしているのか教えてもらえれば、以上です。

柿沼会長 山木委員の質問に対して、事務局から回答をお願いいたします。

白石課長補佐 流域下水道維持管理負担金の適正化というところでございますけれども、現在、1立方メートル当たり78円を支払って、県の流域下水道で久喜市の汚水の処理をしていただいているところでございます。

この、単価の適正化の趣旨といたしますと、大きく分けて埼玉県南部の方ですと、久喜市の約半額程度、埼玉県北部の方ですと、久喜市と同等、もしくは少し高いくらいの市町もあるの

で、単価の統一等につきまして、県にお願いしているというところでございます。

令和2年度につきましては、コロナ禍でしたので、会議の開催が多くなかったところですが、流域下水道の会議の際に、県に要望させていただいたほか、今年度になってしまいうところですが、要望書という形で、県の下水道事業管理者に提出をさせていただきました。

柿沼会長 ありがとうございました。

山木委員の了解をいただきました。

他にご質問ございますか。

よろしいですか。

質疑を打ち切りたいと思います。

それでは、これにて本日の議題は全て終了しましたので議長の任を解かせていただきます。本日はご協力いただきまして、大変ありがとうございました。

近藤課長 ありがとうございました。

それでは、11時30分まで、休憩とさせていただきたいと思えます。

(休憩)

(市長入室)

近藤課長 それでは再開いたします。
次第6の答申でございます。
柿沼会長から「下水道事業受益者負担金に関する負担区等の設定について」、梅田市長へ答申をお願いいたします。
恐れ入りますが、会長と市長はご起立をお願いいたします。

(会長、市長、起立)

(答申書の読み上げ、その後、答申書を梅田市長へ手交)

近藤課長 ありがとうございました。
会長市長は、ご着席をお願いいたします。
続きまして、梅田市長から皆様へお礼を申し上げます。

梅田市長 ただ今、柿沼会長より「下水道事業受益者負担金に関する負担区等の設定」についての答申を頂戴いたしました。
委員の皆様におかれましては、様々な角度から、厳正、慎重にご審議を行っていただきまして、大変ありがとうございました。
審議の課程や答申におきまして頂戴いたしましたご意見につきましては、真摯に受け止め、今後の事業経営にあたりたいと存じます。
今後、対象地区の公共下水道を円滑に供用開始できるよう、必要な手続きを進めてまいります。
終わりに、今後とも下水道事業に対します、ご理解、ご協力をお願いいたしますとともに、

委員の皆様の益々のご健勝とご活躍をご祈念申し上げまして、あいさつといたします。

大変ありがとうございました。

近藤課長 ありがとうございます。

なお、誠に恐縮ではございますが、市長におかれましては、他の公務がございますのでここで退席とさせていただきます。

続きまして、次第7のその他でございますが、本日は特にございません。

それでは、閉会のごあいさつを平林副会長にお願いしたいと思います。

平林副会長よろしく願いいたします。

平林副会長 副会長の平林でございます。

本日は皆様のご協力のもと、会議を滞りなく、進めることができました。

ありがとうございます。

以上をもちまして、令和3年度第1回久喜市下水道・農業集落排水事業運営審議会を閉会とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和3年 11月 26日

柿沼孝夫